

特別法人事業税の創設及び 法人事業税の税率の改正について(お知らせ)

令和元年10月

日頃は、県税の申告、納税につきまして格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

令和元年度税制改正により、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から法人事業税の標準税率が引き下げられ、特別法人事業税が創設されることとなりましたので、お知らせします。

なお、地方法人特別税については、令和元年9月30日までに開始する事業年度をもって廃止されます。

今後とも法人県民税・法人事業税(特別法人事業税及び地方法人特別税を含む。)の申告納付にご協力くださいますようお願いいたします。

特別法人事業税の創設について

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、新たに特別法人事業税(国税)を創設し、各都道府県が賦課徴収した収入額を国が人口を基準として、都道府県に譲与することとなりました。

- 令和元年10月1日以後に開始する事業年度について適用されます。
- 地方法人特別税については、令和元年9月30日までに開始する事業年度をもって廃止されます。

特別法人事業税の概要について



2ページへ

法人事業税の税率の引き下げに伴う超過課税の見直しについて

特別法人事業税の創設により、法人事業税の標準税率が引き下げられたことに伴い、愛知県が実施している超過課税について見直しを行いました。

- 令和元年10月1日以後に開始する事業年度について適用します。
- 各法人の超過課税後の税負担については、これまでと変わりません。

愛知県における法人事業税の税率



3ページへ

愛知県以外の税率については、各都道府県の税務担当課にお問い合わせください。

特別法人事業税の概要

◎対象法人

法人事業税(所得割又は収入割)を納める法人

◎適用開始事業年度

令和元年10月1日以後に開始する事業年度

◎課税標準

基準法人所得割額又は基準法人収入割額

■基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは・・・
標準税率で計算された法人事業税(所得割・収入割)の税額をいいます。

◎税額の計算

基準法人所得割額又は基準法人収入割額 × 税率 = 税額

◎税率

課税標準	法人の種類	税率
基準法人所得割額	外形標準課税対象法人	260%
	外形標準課税対象法人・特別法人以外の法人	37%
	特別法人	34.5%
基準法人収入割額		30%

◎申告・納付

法人事業税と併せて申告及び納付を行います。

◎予定申告

最初の事業年度の予定申告については、4ページを参考にしてください。

◎地方法人特別税の廃止

令和元年9月30日までに開始する事業年度をもって、地方法人特別税は廃止されます。

なお、廃止後であっても、令和元年9月30日までに開始する事業年度の申告等については、地方法人特別税に関する規定はなお効力を有することとされています。

愛知県における法人事業税の税率

令和元年10月1日以後に開始する事業年度の愛知県における法人事業税の税率は以下のとおりです。

1 外形標準課税対象法人以外の法人の所得割

区分		税率〔()内は超過課税の対象とならない法人(※1)に対する税率〕
普通法人	所得のうち、年 400 万円以下の金額	3. 65%(3. 5%)
	所得のうち、年 400 万円を超え、年 800 万円以下の金額	5. 519%(5. 3%)
	所得のうち、年 800 万円を超える金額及び軽減税率不適用法人(※2)	7. 288%(7. 0%)
特別法人	所得のうち、年 400 万円以下の金額	3. 65%(3. 5%)
	所得のうち、年 400 万円を超える金額及び軽減税率不適用法人(※2)	5. 098%(4. 9%)

※1 超過課税の対象とならない法人とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、所得が年 5,000 万円以下の法人をいいます。

※2 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人で、資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上の法人をいいます。(以下同じです。)

2 外形標準課税対象法人の所得割

区分	税率
所得のうち、年 400 万円以下の金額	0. 514%(0. 4%)
所得のうち、年 400 万円を超え、年 800 万円以下の金額	0. 865%(0. 7%)
所得のうち、年 800 万円を超える金額及び軽減税率不適用法人	1. 216%(1. 0%)

※ 付加価値割及び資本割の税率に変更はありません。

※ 愛知県では外形標準課税対象法人へ()内の税率を適用することはありませんが、基準法人所得割額の計算に用います。

3 収入金課税法人(電気・ガス供給業又は保険業を行う法人)

区分	税率〔()内は超過課税の対象とならない法人(※3)に対する税率〕
収入割	1. 039%(1. 0%)

※3 超過課税の対象とならない法人とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、収入金額が年4億円以下の法人をいいます。

〈税制改正に伴う予定申告に関する経過措置について〉

法人事業税の標準税率、法人県民税法人税割の税率が引き下げられること及び特別法人事業税が創設されることに伴い、令和元年10月1日以後最初に開始する事業年度の予定申告税額の計算方法は以下のとおりとなります。

(※ この取扱いは最初の事業年度のみです。)

	経過措置
法人事業税	前事業年度の事業税額 ÷ 前事業年度の月数 × 6.3 (所得割額・付加価値割額・資本割額・収入割額の割ごとに計算します。)
特別法人事業税	前事業年度の事業税額(※) ÷ 前事業年度の月数 × 2.3
法人県民税法人税割	前事業年度の法人税割額 × 1.9 ÷ 前事業年度の月数

※外形標準課税対象法人の場合は、所得割、付加価値割及び資本割の合計額になります。

令和元年10月から地方税共通納税システムが稼働しました。

法人県民税・事業税・地方法人特別税などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税可能となりました。

◆納税できる地方税は

- 法人都道府県民税
- 地方法人特別税
- 法人市町村民税
- 個人住民税(特別徴収分、退職所得分)
- 法人事業税
- 事業所税

◆地方税共通納税システムのメリット

- 全ての地方公共団体へ電子納税ができます。
- 金融機関窓口等へのお出かけが不要です。
各銀行、信用金庫、信用組合等、多くの金融機関でご利用いただけます。
(地方公共団体の指定する金融機関に限りません。)
- ダイレクト納付ができます。
ダイレクト納付とは事前に登録した金融機関口座を指定して、直接税金を納付する方式です。
インターネットバンキングの契約が不要で、代理人に依頼して納税することもできます。
- 手数料は無料です。

◎詳しくはこちらをご覧ください。

愛知県 地方税共通納税システム

検索

